

医療事故調査制度では、医療事故が発生した場合に、施設の規模にかかわらず、速やかにその原因を明らかにするための院内調査を行わなければなりません。事故調査が中立性、透明性および公平性を確保し、迅速かつ適正に行えるよう支援するために設けられたのが「医療事故調査等支援団体」（以下、支援団体）であり、大阪府医師会では、支援団体として厚生労働省から指定を受け、会員医療機関の支援を行っています（平成 27 年 8 月 6 日付厚生労働省告示第 343 号で指定）。

具体的な支援方法としては、①医療事故の判断等制度全般に関する相談、②院内事故調査等に関する助言、③解剖実施に関する支援、④死亡時画像診断(Ai)に関する支援——を行っています。医療事故が発生した際には、まずは当課までご連絡ください。

また 10 月 6 日には、府内の医療機関や団体間の連携・調整を図ることを目的に、「大阪府医療事故調査等支援団体連絡協議会」を設立いたしました。現在、医療事故が発生した医療機関が実施する院内事故調査の支援体制を構築中です。

本制度では、法解釈が曖昧な点や、秘匿性・刑事訴追の免除などの保証がなされていないなど、多くの問題が含まれています。改善に向けて様々な議論が行われている状況であり、大阪府内の支援システム構築も流動的な側面があります。ガイドラインについても随時更新を行うなどの状況が想定されますが、何卒ご理解の上、ご活用願えればと存じます。

平成 27 年 12 月 25 日

大阪府医師会医療安全担当理事  
大平真司